

# みんぱくリポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology Academic Information Repository

## Invasion and Holding of Land in the Law of King Mangrai

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 北原, 淳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00004460">https://doi.org/10.15021/00004460</a>

## 『マンライ法典』における土地侵犯と所有\*

北 原 淳\*\*

Invasion and Holding of Land in the Law of King Mangrai

Atsushi KITAHARA

The Law of King Mangrai has attracted much attention among Thai researchers. We have selected several topics concerning agriculture and land in the law, in order to consider the role of customary law in the formation of state law, partially comparing them with similar aspects of the Three Seals Law.

The problem of the invasion of others' land is a good example. The provisions of the Law of King Mangrai, as well as those of the Three Seals Law, include the traditional belief in the function of spirit-beings, when someone violates another's right of land-holding.

Generally speaking, however, the symbolic spirit-beings who protect land tenure itself are not encountered as often as those who protect the crops and surface soil. This finding may suggest that the state was more interested in claiming possession of all the land than in allowing private ownership.

It can be observed that the state actively used the customary conception of spirit-being in codifying the state law. Therefore, we can partially reconstruct both customary law and culture by analyzing the content of the state law.

はじめに

- 1. 土地侵犯について
- 2. 供儀と作物への被害

3. 土地所有の性格

むすびにかえて

\* 本稿は、昭和55年度国立民族学博物館共同研究「東南アジアにおける慣習法の研究」（研究代表者：石井米雄）の成果の一部である。

\*\* 神戸大学文学部、昭和55年度国立民族学博物館共同研究員

## はじめに

小稿は成文法としての『三印法典』(Kotmai Tra Sam Duang) を比較の念頭におきながら、同じく成文法としての『マンラーイ法典』(Mangraisat) の農業関係の規定を手がかりにして、伝統的成文法がもつ法の二重構造について若干の検討を試みる。

「農民社会」がもし国家と村落社会の複合体からなりたつものとすれば、それに対応した規範の体系も成文法的国家法体系と村落社会的慣習法の複合体として存在するものと考えられる。統一王朝国家タイの法規範としての『三印法典』(A.D. 1805) をはじめ、地方国家の法規範としての『マンラーイ法典』(13C末～14C初) やスコータイ時代(13C～14C)の法典は基本的に国家の成文法としての体裁をもっている。しかしそれらの法規範はその基礎に多かれ少なかれ慣習法の法文化をもっていると考えられる。例えば『マンラーイ法典』には、『三印法典』より頻繁に田や稻、作物のカミとカミへの供犠の規定が登場する。これは北部タイの靈魂(ピー)の規範形成機能を象徴した、ある村人の言葉“ピー・プーニャー(祖靈)は法律である”[TURTON 1972: 218]を思いおこさせる。官吏もおらず法律もない村落社会において人々の行動を律し、逸脱への歯止めをかけていたのは、母系リネッジのシンボルとしてのピー・プーニャーへの恐れだったというのである。『三印法典』は統一王朝国家の法典として、さすがに、土地、作物のシンボルが直接登場することはまれだが、例えば後述の土地争いに関する規定は、靈魂信仰への理解なしには解釈不可能である。国家法も慣習法的法文化をそれなりに吸収し、法機能の維持に利用していることがうかがわれる。

『マンラーイ法典』(Mangraisat) とは1967年に Prasert na Nakhon が北タイ語を現代タイ語訳してその所在を報告した北タイの古法典で、ランナータイ王国(13C末～19C末)の創始者マンラーイ王が制定したとされている [赤木 1974: 83]。その実定法としての性格や目的には不明な点が多いが、プラスート氏の現代タイ語訳は、1973年にタマサート大法学部修士課程の法制史教科書に Luang Sutthiwatnaruphut によって再録され解説がなされ、1978年にはプラサーンミット大歴史学科から廉価版として出版された [SUTTHIWATNARUPHUT 1973; PRASERT 1978]。おそらく古代北タイ語の翻訳は完璧とは言えないだろうが、小稿はプラスート現代タイ語訳を基本テキストとする。

農業・土地関係に限定してみると、『三印法典』と『マンラーイ法典』には次のようなちがいがある。第1に『三印法典』は断片的とはいえ、相続、質入れ、売買、賃貸

借など土地の私的所有、保有に関する規定をかなり含んでいるが、『マンラーアイ法典』は収録された規定が部分的であるためか、土地の私的権利が未発達だったためか、これらの規定がほとんどなく、土地所有は職田に関するものが多い。第2に、『三印法典』では稻、米の盗みに関してのみ、農業・土地関係の罰則の中で、体刑が課されているが、『マンラーアイ法典』は罰金刑または弁償義務をうたうだけで体刑を一切課していない。第3に、誰かが他人の財産を盗んだときの弁済の連帯責任、盗みの被害にあったときの被害者の共同救済など、『マンラーアイ法典』には『三印法典』にみえない共同体規制がある。これらの諸特徴には、前述の、作物の被害への供犠義務などの規定もあわせて考えると、ランナータイ王国の国家権力の小ささとそれを補完する共同体規制や精靈信仰の規範機能の強さとがうかがえるように思われる。

以上のように統一王朝国家の国家法と地方小国家の国家法とは当然のことながらちがいがある。しかしここで我々が国家法体系と慣習法体系の複合体として農民社会の法体系を理解しようとする場合は、国家形態が複雑化し、両者の分離、乖離が進んだ統一国家の国家法の検討よりも、むしろそれが比較的未分離の地方小国家の国家法の検討の方が有益ではないかと思われる。後者の国家法の中に慣習法的体系がより多く組み込まれていると考えられるなら、後者の国家法体系を検討することによって、前者の国家法がその前提におきながらもすでにそれとの乖離をとげてしまった慣習法体系をある程度うかびあがらせることができるのでないだろうか。そしてまた、統一国家の国家法が暗黙のうちに慣習法の法文化を含んでいることも理解できるのではないかだろうか。要するに地方小国家の国家法体系の検討を通じて、統一王朝国家の国家法と慣習法の二重性、二重構造を考える手がかりがえられるのではないかだろうか。

『マンラーアイ法典』を『三印法典』と比較することの意味はおよそ以上の点にあると考えられる。

## 1. 土地侵犯について

『三印法典』の農業・土地関係の土地の境界侵犯についてどうしても理解できない条項があった。それは「雜律」第46条—第51条および第66条—第71条の部分である。

第46条の制定経緯はほぼ次の通りである<sup>1)</sup> [KHURUSAPHA 1962: 111–112]。Som の訴える所によると Thong が Som の土地を両側からはさんで侵害し、Som の子供

1) 拙稿「タイ伝統的社會の土地所有について」(『東南アジア研究』16-3, 1978年) p. 465 の[46]の經緯および本文は誤訳であった。慎んで訂正したい。

が死んだ。裁判官が吟味したところ、Som の土地がまん中にあり、Thong の土地はそれをはさんで両側にあったが、両者の土地の境界にはあぜがあった。裁判官はこの件で国王の判断を仰いだ。国王はこう布令された。「今後もし(両方の土地を)分断する境界があって、象の向きを変えさせ阻止することができ、分断する水路があるならば、両方の土地の重複・侵犯 (kiao khap) はないものとみなす。もし死者が出てもそれはその者の業のためであって、(隣接の土地所有者を)罰してはならない」。

この第46条の主旨は、両方の土地を隔てる明確な境界があれば、たとえ片方の土地の所有者に人、家畜の死亡がおきても、これを他方の侵犯によるものだとみなして、他方を処罰してはならない、というものである。以下に続く関連の規定は、重複・侵犯があって、人、家畜が死亡しても、①双方が侵犯の事実に気づかなかった、②侵犯者が気づきその事実を仲裁人（又は長老）に告げた、③被侵犯者が気づき、仲裁人に告げ、境界標をたてた場合、侵犯者に罰を与えられない、とする。いずれの条項も、土地の重複・侵犯を原因として、侵犯された側の人、家畜が死亡する事件にかんするものである。第66条—第70条は重複しあった土地を買った当事者のうち侵犯と、侵犯された側の人・家畜の死亡、第71条は他人の屋敷地の侵犯と人・家畜の死亡に関する同内容の規定である。

このような条項は侵犯と死亡の間の因果関係を明示しないため、通常は、侵犯の結果、土地争いがおき、侵犯者が相手の所有者の人、家畜を殺したものと解釈される [SENI 1967: 22]。筆者もそう解釈したが、実定法としての『三印法典』のこの部分を廃止する法（1884年）の制定経緯はこの因果関係にややヒントを与える。

「重複・侵犯に関する雜律11項を廃止する法」[SATHIAN 1935b: 131–136] の制定経緯は大要次の通りである。

チュラロンコン王は次の直訴をうけた。Pha という男が、姉 Nok の依頼で、Iam と Pom 夫妻および Thim と Sin 夫妻を罰するよう訴えた。訴えによると、Iam, Pom 夫妻は Pha の姉 Nok の夫 Khun Phakdi の土地をはさんで田を作っていた。不幸 (Ubat'hetu) がおき、Nok の夫 Khun Phakdi と子供、それに水牛 2 頭が死んだ。Nok はそこで弟に頼み、Iam, Pom と Thim, Sin の二夫婦の侵犯に死因があるとして、これを訴えたが、裁判所の判決がひきのばされ、やむなく直訴におよんだ。国王の判断は次のようなものであった。

両側からはさまれた真中の土地が、両側の土地の耕作者の侵犯 (khanap khap kiao) によって、不幸・不吉な結果となるという信仰は根拠がない。靈魂の類 (phi sang) の信じすぎは近代国家にふさわしくない。侵犯されたと称する側に何がおきてもそれ

はその者自身の業だ。重複・侵犯が境界争いを生じ、道の往来を阻止し、殴打・銃刺撃等殺傷ざたに及んだとしても、それは重複・侵犯という事実そのものが原因であり、(靈魂の類の仕業ではないのだから)，裁判はその事件の性格にふさわしく行なうべきだ。重複・侵害された者の子供・妻・親戚・兄弟・隸属民<sup>バオ・タート</sup>・牛・水牛が病気となり、死亡した事件を、侵害が原因とさわぎたて訴訟に及ぶことができる規定は見当はずれであり、訴えられた人民は大迷惑である。

以上の雜律11項廃止経緯は、侵犯、侵害と死亡の因果関係にピー・サーン信仰がかわっており、これを迷信と断することによって、その因果関係を近代的刑法の論理にきりかえる方向が示されている、と読みとることができる。しかし、ここでも、立法の当事者には自明で説明する必要のなかった「迷信」の論理は一向にあきらかではない。ところが、これが実は、『マンライ法典』の中に明確な解答を発見することができる。

隠匿・窃盜法第74条(以下前掲赤木論文に従い [27-74] のごとく記す。但し条がさらに項に細分される場合は、[27-93] ⑤<隠匿・窃盜法第93条5項の意味>のごとく略記する) は次のようにのべる。

[27-74] 故意に他人の田畠を奪ったり、他人の田を犁耕し損害を与えたら、22,000ビアの罰金に処する。もし田のもち主がそれは田の神 (sūana) の冒瀆であり、それがもとで下僕・子供・妻・牛・水牛が死亡したと非難をしても、その者に何も請求することはできない。なぜなら死んだものはその業がついたのだから、どうであろうと結局は死んだにちがいない。

この規定の主旨自体は、侵害による死亡という因果関係を認めないもので、上記1884年の雜律11項廃止の方向と共に通する画期的な主旨である。しかし、侵犯された側の訴えの論理に、田の神への冒瀆という要因が介在することによって、死因が明確となっており、ここに『三印法典』の土地侵犯についての不明だった意味の謎がとける。

次のような規定もこのような論理を明確にするために役だつだろう。

[27-80] ある者が村の神、クニの神がやどる大木を切って不吉なことがおき、あるいは他人の家の神がやどる木を切り倒したら、村の神、クニの神、家の神への冒瀆である。クニの神、村の神への供え物を求めて正しく供え拝め。もし供え物をせず、家の神を拝まず、(木を切られた側の)子供・妻・牛・水牛が死亡したら、それらすべての費用を弁償すべし。しかし罰金は課さない。費用の弁償は被害者に支払う罰金に等しいからである。(以下略)

さらに [27-93] ⑰, ⑱ には、他人の田を耕作して、いくつかの小区画を合併して

大区画とするため、あぜをこわした場合、あるいはひとつの区画を小区画に細分して、あぜを築いた場合も、不吉なことがおきる (pen saniat) とあり、区画の形状を変えることで、境界侵犯が生じたためか、死亡が示唆されており、この弁償は田の所有者ではなくあぜをこわしたり、築いたりした耕作者にある旨が規定されている。

以上のような例を参考にすると、境界侵犯と被侵犯の人・家畜の死亡の論理は次のようであろう。(1) A が B の土地の境界を越えて侵犯した（但し、この場合、土地の境界がはっきりしなかったり重複しあったりしている場合が多い）。(2) A はこのことによって B の土地の神を冒瀆した。(3) A が B の土地神に供え物をしてわびない限り、B の土地神は B の人・家畜を死に至らせる。(4) そこで A は B の人・家畜を死に至らせた張本人として、その死に対し価格の弁償など責任を負わなくてはならない。(5) 従って A が B の土地を侵犯することは正しくない。

もちろんこのような信仰の論理は、死亡という事実の意味付けにすぎず、侵犯で争いや殺傷ざたがあり、その結果、人や家畜の不幸（病気、死）が生じた、現実の因果関係を否定するものではない。とはいえ、現実の因果関係に目をつぶり直接の紛争を避けようとする場合は、意味付けの論理がとくに必要とされたのである。国家法も必要な限りで慣習法的文化にひそむ論理を積極的に援用したわけである。しかし、必要のない限りは、死は個々のものの業であるという伝統的解釈をするか、あるいは迷信であるという近代的解釈をするかして、こうした論理を切りすべて行ったのである。

## 2. 供犠と作物への被害

『三印法典』でも少しばかり供犠の規定がある。[36] は生育中の稻を広範な面積（1～3 ライ）にわたって犁き込んだら、110 万ビアの罰金に加え、豚 1 頭、アヒル 1 羽、酒 1 壺、線香・ローソクを稻魂にそなえる旨、また [44] は稻ワラを焼いて他人の稻を延焼させたら、豚 1 頭、アヒル 1 羽、酒 1 本を供え、祠を作り、ガムナンに立ち会ってもらって、焼いた稻の弁償をする旨、をそれぞれ規定している。供犠の対象は [36] に明記されているように稻魂 (nang phra phosop) である。しかしこうした例だけでは供犠の意味がいまひとつハッキリしない。その点『マンライ法典』は供犠の規定が豊富である。

例えば家畜が稻、作物を荒らした場合、次の件に限って供犠がうたわれている。

[27-67]① カオ・レーク (khao raek) を牛・水牛が食った時は次の通り。もし牛・水牛がカオ・レークを食ったら、牛・水牛のもち主は、鶏 2 羽、ローソク 2 本を求

めて田のもち主に与え、稻の弁償額を一本当たり 3,300 ピア支払う。もしカオ・レークでなく、移植する時期の稻なら補植をする。もし牛・水牛が他人のカオ・レークを食い、牛・水牛のもち主が稻のもち主の所へ来て示談しなかったら、悪意ある分につき、110,000 ピアを支払い、最初にまず弁償する分については、これをその被害に応じて支払う。（以下略）

家畜の稻、作物荒らしはそのほか [27-68], [27-69], [27-93] ⑧, [27-98] ⑩, ⑪, ⑫などにみられる。[27-68], [27-69], [27-98] ⑫などは、通常飼育されている家畜（牛・水牛・アヒル・鶏・豚・犬）が作物を荒らし、これに対し作物のもち主、耕作者がその家畜に報復をした場合の、作物への被害と家畜への被害について、双方の弁償金、罰金の額を決めている。[27-98] ⑩, ⑪は馬、象という支配者や有力者層の地位の象徴とみられる家畜による作物の被害と、作物耕作者のその家畜への報復とによって生じた被害につき、双方の弁償金を規定している。⑩は家畜の通る道路が 6 m 幅なら両側の田畠の作物の被害に対し、騎手または馬象のもち主である主人が弁償義務を負い、⑪は田から 2 キロ離れた地点に放し飼いにした象による稻の被害に対する象使いまたは主人の弁償義務と、その象に報復し傷つけた、作物の耕作者の象の被害に対する弁償義務をうたっている。以上は作物を荒らした家畜に作物の耕作者が殴打、殺傷などの報復をした場合の規定だが、[27-93] ⑧は、家畜により作物への一方的被害が与えられた場合の規定である。[27-93] ⑧は、稻の生育段階に応じて、被害の弁償額が規定されているが、善意の時は現物弁償である点、悪意のときは加えて作物の耕作者に家畜を殴打する権利を与える点など、村落社会内の規範が濃厚である<sup>2)</sup>。

以上家畜の作物荒らしの被害についての条項の中では、カオ・レークに対する被害だけに供儀の義務が課されており、カオ・レークという稻の特殊なカテゴリーが特別の意味をもつことを示す。

境界標 (chaleo) をこわした場合ふつうは罰金刑のみ ([27-78]) だが、"レーク・ナー、レーク・スアン" という最初の植付けの儀礼のときたてたチャレーオをこわした場合は、罰金以外に、酒 2 壺、鶏 2 対、ローソク 2 本、いり米と花 (khao tok dokmai) の供儀義務がある ([27-93] ⑤)。プラスト氏は、この "raek na, raek suan" のときたてる chaleo は、儀礼遂行の特別の chaleo だと注釈しているが、前記の "khao raek" は若い稻、または苗のことだと注釈している。しかし『マンライ法典』の他の箇所にあらわれる "khao rack" が、若い稻、苗のことだとは必ずし

2) もっともこの規定は Sommatiratchachao の判例であり、これより古くみられる Phraya Muntontraichao の判例だと、それぞれの段階で小安貿貨幣単位（ピア）の罰金とされる。

も言えず、もっと特殊なカテゴリーの稻で、この“raek na, raek suan”の儀式と関係する稻と考えられないこともない。

たとえば[27-93]⑦では、「ある者が苗代に播く時期から、移植し、収穫する時期までのカオ・レークに放便したら……<sup>3)</sup>」という規定がみえる。また[27-93]⑩では、「もし遺体をカオ・レークの田 (na khao rack) にもち込んだら、その田（稻の誤りか？）を遺体のもち主に与え、遺体のもち主はその稻 (khao rai) の2倍を弁償し、手一つかみの太さの足をもつ豚1頭、酒2壺、鶏2対、ローソク4本、いり米と花を求め……」とあり、通常の「苗代に播いてから収穫までの間の田に遺体をもち込んだ」ときの弁償、供犠よりも重い義務が課せられている。プラススト現代語訳にもし誤りがないものとすると、カオ・レークは最初の植付けの儀礼に関係する稻と解釈される条項もある<sup>4)</sup>。もちろん[27-67]のように、苗代にある時期の稻と解釈して矛盾のない条項もある。

カオ・レークという特定の稻の被害に対する供犠ではなく、稻一般の被害の中で、次に目だつのは、稻への大、小便放出や死体遺棄のような、不浄観念のつきまとう被害への供犠である。

[27-93]⑦は<sup>5)</sup>(1)カオ・レークに大便をした場合、酒2壺、鶏2対、ローソク2本、いり米と花、(2)小便のみなら、鶏1対、酒1ビン、ローソク1対、いり米と花、(3)稻束に大小便をしたら、酒2壺、鶏2対、いり米と花、とそれぞれ供犠を「田の神、稻の魂」(sua na, khuan khao)に対して行なうことが義務づけられている。[27-97]⑧では、水をはってから収穫するまでのライ (rai, 畑？) に大小便をしたら、酒1壺、鶏1対、いり米と花を畑のもち主に提供する旨、[27-97]⑨ではライに小便をし、作物をいためたら、酒1壺、鶏1対、いり米と花を求め、畑の神 (sua rai) に供える旨、がそれぞれ規定されている。この大小便による被害については、善意の場合はこの供犠義務のみだが、悪意の場合、罰金刑110 グン (ngoen) に処せられ、「その理由は米がすべての人の生命を養う特別の作物であるから」([27-93]⑦)だとされる。

[27-93]⑩には、次の規定がある。(1)苗代作りから収穫までの間の田に死体を遺棄したら、その稻は遺棄者がひきとて、別の稻、米で田のもち主に弁償し、遺棄者は

3)「苗代に播く時期から、収穫のため田植をする時期までのカオ・レークに放便したら……」と訳すことも可能である。

4) 東北タイの事例では初田植の儀式 (pak khao haek) で苗代からとった最初の苗を植える場所はター・ヘーク (ta haek) とよばれる。この ta haek のある位置は特定の場所に限られている。なお haek は rack に等しい。

5) もっともこの規定は Sommatiratchachao の判例であり、これより古いとみられる Phraya Muntontraichao の判例だと、それぞれの段階で小安貿貨幣単位 (ビア) の罰金とされる。

酒2壺、鶏2対、ローソク4本、いり米と花を田のもち主に提供する。(2)カオ・レークの田に死体を遺棄したら、その田（稻？）を遺棄者に与え、その稻の2倍を弁償させ、遺棄者は、大豚1頭、酒2壺、鶏2対、ローソク4本、いり米と花を田のもち主に提供し、田の神、稻の魂に供える。(3)生の遺体を利用中の他人の田に埋葬したり遺棄したりしたら、遺棄者は遺体を荼毘に付した上、酒2壺、鶏2対、いり米と花を田のもち主に提供し、供えてもらう。(4)他人の田で遺体を荼毘に付したら完全に焼いたのち、酒2壺、鶏2対、ローソク2本、いり米と花を田のもち主に提供し、供えてもらう。

遺体遺棄の規定はこの一項のみであるが、供犠のみで、弁償は、(1)、(2)の稻の生育中に限られ、罰金刑は課されない。遺体は森の中の火葬場(*pa cha*)で荼毘にするのがふつうだが、これが遠かったりした場合、他人の田んぼを代用する不心得者があったのであろう。

このほか、供犠をともなう損害行為としては、季節はずれの他人の田の焼却([27-97]⑤)、畑の家畜よけの囲いの破壊([27-97]⑦)、畑の鳥獣おどしの破壊([27-97]⑩)、堰(*fai*)の守り神の祠の破壊([27-93]④)、家の神・村の神・クニの神が宿る大木を切ったとき([27-80])、小作人が広大な一区画を細分化するあぜを築き、小作をやめたあと、あぜを自らこわさなかったとき([27-93]⑯)，などがある。供犠内容からみると、豚1頭の供え物を課している[27-97]⑤と[27-93]⑯とが罪が重いようである。ただ、田の鳥獣おどしの破壊では、鳥獣が稻を食い荒らしたらその損料を（悪意の場合は罰金110グンを）義務づけている([27-93]⑥)が、上記[27-97]⑩のように損料に加えての供犠を義務づけてはいない。このちがいは田と畑のちがいというよりも、判例の出た年代のちがいの反映とみられ、このような例をみると、供犠の程度に必ずしも一貫した論理があるわけではないともいえよう。

盗みとみなされる行為には供犠の義務がなく、弁償又は罰金の罰則だけである。他人の苗を盗んだら1本2,200ビアと評価し、その10倍の罰金([27-82])、苗を盗んだら一束当たり1グン、生育した稻の茎を刈り取り捨てたら1ヤブ(*ko*)当たり2グン、稻の穂を盗んだら1穂当たり0.125グン、稻束を焼いたら1束当たり2グンのそれぞれ弁償、米粒を盗んだらハープ(*hap*)当たり2グンと評価しその4倍の罰金、稻わらを盗んだら1束(*mat*)当たり0.125グンと評価し、その9倍の罰金([27-93]⑨)、畑の稻の茎を刈り取ったら1ヤブ当たり1,250ビアの弁償、稻を盗んだらハープ当たり2グンと評価し、その3倍の罰金([27-97]⑪)。これらが稻を盗んだとみなされた場合の弁償、罰金だが、苗と米粒は、他の作物や動物の盗みと同じカテゴリーと考えられるらしく、[27-

81], [27-93] ⑨の場合、重い罰金刑である。畑や樹園の作物の盗みは盗んだ単位を評価し、その3倍～9倍の罰金刑である ([27-97] ⑪, ⑫, [27-98] ①～⑥)。文意がやや不明だが、他人の畑を自分のものにしようとして、作物に損害を与えたたらその評価額の3倍の罰金を課す ([27-93] ⑥)，というのも盗みに準ずるカテゴリーなのであろう。

以上のような盗みとはちがって稲、作物の靈魂や土地の靈魂に対する侵犯のカテゴリーの場合、通常人間が及ぼした被害（家畜の被害を除く）に対しては、弁償、罰金に加えて、しばしば供犠が課されたものと思われる。もっともここでいう土地の靈魂は、土地所有のシンボルではなく、作物を保護する後見的なシンボルを意味するものであろう。だから、土地の耕作や水路建設による他人の土地の一部侵害には罰金刑のみが課されている<sup>6)</sup> ([27-71], [27-72])。

しかし [27-75] のように他人の植えた苗を犁やマグワですき込み、ひっかいたら、苗代の弁償、稲の茎をひっかいたら銀25グン、稲の茎をひきぬいて捨てたら110グン、とそれぞれ罰金しか課されないこともある。判例が少し特例なのだろうか。

上述の家畜よけ、鳥獸おどしの破壊によって、家畜による被害の原因を人為的に作った行為に供犠義務がともなうのは、シンボルのやどる祠とならんで作物を保護するものをこわしたことへの罰を意味するのかも知れない。このような文脈からみると、堰と堰を守る祠の両方を壊した者に対して、堰の修復（または修復代）だけでなく、祠の修復とそれへの供犠を義務づけている [27-93] ④の規定は、むしろ、作物への被害に関する供犠義務をともなう罰則の原理的規定といえるかもしれない。つまり作物それ自体への被害ではなく、作物を守り育てるシンボルへの被害に対してまず、祠等の純粹に物的な損料の支払いに加えて、シンボルの冒瀆の代償として供犠が課されることになる。その上で作物それ自体への被害に対して、軽い場合は弁償、重い場合は罰金が課せられる。

なお『三印法典』では、脱穀場に積んである稻束を大量に100～1,000束と盗んだ場合、1束当り3,300ビアとしてその3倍の罰金(ただし150束分が限度)のほかに、1,000束未満なら3日間さらしの刑にし、そのあと盗んだ束数分だけ鞭うちの刑、1,000束以上だと腕の筋切りの刑 ([22])、脱穀した穀を盗んだ場合、1サット (sat) 当り評価額の2倍の罰金のほか3日間さらしの刑にし、そのあと盗んだサットにつきサット当たり2回の鞭うちの刑、50サット以上だと腕の筋切りの刑 ([23])、王領田の稻や王室倉庫の米盗みは罰金を科した上、腕の筋切りの刑 ([27])、等と特定のカテゴリーの稻、

6) もっともこの [27-71] から [27-78] までの条項は、次の [27-75] を含めて罰金刑だけを規定しているが、本来供犠を課すべき罪にも供犠を課さない、という「近代性」をこのひとかたまりの罰則の中に入ることができるかも知れない。

米の盗みに対して、体刑が課されている。『マンライ法典』では最高罰金刑である。もっとも『三印法典』の農業関係の罰金刑はふつう農村で流通した小安貿貨幣の単位ビアだけが用いられているのに対し、『マンライ法典』では銀貨の単位グンが用いられており、その額の中には、プラスト訳本の定本となっている Wat Saohai 本の写本された1800年頃の物価水準を反映するものもあるのかも知れない。

稻の盗みでは『三印法典』に体刑が含まれ、『マンライ法典』にそれがなく、また稻の被害では後者に供儀の義務をともなう罰則が多く、前者にはほとんどそれがないことは次のことを暗示させる。ひとつは両者の国家権力の性格のちがいである。『三印法典』を生んだアユタヤ王朝やバンコク王朝のような統一王朝国家の権力とランナータイ王国の地方国家の権力とのちがいである。いまひとつは稻の盗みや被害の犯罪の規模と組織性のちがいである。慣習法的文化に規定された人々にとって供儀はある点では体刑におとらぬ犯罪防止の機能をも果したのではないだろうか。さらに、農村社会にとってもっとかんじんなことは、いったん生じた犯罪や紛争を刑法的論理を回避して処理する必要性である。地方小国家の規範体系は、こうした農村社会の慣習法的文化を存分にとりいれることによってのみ良く機能したのだろう。

### 3. 土地所有の性格

『三印法典』は断片的とはいえる、土地の相続、質入れ、貸借、売買などの条項を含んでおり、国家地主制的、家産制国家的イデオロギーのもとで、私的所有がある程度形成されつつあったことがうかがえる。ところが『マンライ法典』は相続、質入れ、売買などについての条項をほとんど含んでいない。

稻や作物や田畠荒らしの被害には「他人の田畠」(rai na than) という言葉もしばしば登場する。たとえば、(1)他人の田畠をこっそり侵害した [SUTTHIWATNARUPHUT 1973: 390] ([27-71]), (2)他人の田にこっそり水路を掘った ([27-72]), (3)故意に他人の田を奪ったり、耕起した ([27-74]) などは、前記 [27-75] とならんで直接作物に被害を与えた、というよりも、他人の土地を侵害した場合の条項であろう。しかしこの他人の田とは所有者としての他人なのか、耕作者としての他人なのか明確でない。このような事例をもって私的所有の証明とすることはむずかしい。

[27-93] ② 田を耕作し、収穫を分割するときは、地主の小作料をまず支払い、ついで種子の提供者に種子分を返し、との残りを決めた通り分割する。

この規定をルアン・スティワートナルプットは官田の事例ではなく民有田の事例だ

としている [SUTTHIWATNARUPHUT 1973: 400]。このような民有地にかんする規定とみられるのは、マークなどの木の産物を地主がほしがったら地主 1, 耕作者 9 とする ([27-81]), 他人の水路や田のそばを無断で耕作しその水を拝借したら、灌漑建設を手伝うか, その田の小作料の $\frac{1}{5}$ または $\frac{1}{8}$ を支払う ([27-93] ②) 等である。しかし、このような事例も民有田と断定はできない。

『マンラーイ法典』で土地所有の形態としてむしろ圧倒的比重を占めているのは職田 (na khum) の条項である。職田, 官田の条項がほとんどである理由は, (1)民有田に関する条項は現在の写本の中に残らなかった, (2)立法者は民有田に関心がなく, 官田の所有, 管理にのみ関心をもった, (3)所有形態として民有田は少なく, 官田が主たるものだった, のどれかであろう。『マンラーイ法典』の現存写本はあたかも(3)であるかのようだが, 実際は(2)であったのかも知れない。

職田でも購入によって私有地にできる場合があった。[27-95] ②によれば, ある者が職田を首長 (thaophraya) に願い出て買うことが許されれば, 寺院への寄進をしたり, 転売することができた。これは職田の私有地化を示す唯一の条項である。また [27-95] ①もこれとややちがうが, 村人たちがヤーニング樹林を開拓して村落や居住地をつくるときや土地を寺院に寄進するときは官有地でないとの確認が必要だとして, 無主地の開拓とその私有地化を認めている。

バンコク王朝三世王治世1824年の地租法によると [SATHIAN 1935a: 59-63], 地租局 (krom na) の帳簿には, 官田 (na khot) と民有田 (na khong) の区分がある。官田は無税のため, 官吏, 有力者の庇護を受けて, 民有田を官田といつわり, 税を免れる者もあり, 申告を受けた者がこれを官田に記帳してしまったため混乱が生じた, とされる。ランナータイ王国にもこうした制度上の官田と民有田の区分があったのかどうか, 『マンラーイ法典』は何も語らない。しかし, 少なくとも, 私有地のカテゴリーが若干あったことは, 上述のいくつかの断片でうかがうことができよう。

職田, 官田については [27-94] ②の規定が詳しい。(1)官職についた者が首長, 支配者からの通知文書を受理して, その土地の管理 (在職中の保有) を保証される。(2)管理者は小作料の収入をえることができるが永代所有権はない。従って子孫への相続や寺院への寄進は許されない。(3)本人が管理し小作料収入をえていなかったり, 死亡したりしたら, 首長に返却しなければならない。

こうした職田, 官田の基礎に国家地主制的イデオロギーがあることは容易に理解されるが, 『マンラーイ法典』中には「すべての物は首長 (thaophraya) の国土にかかる」 ([27-94] ②), 「国土はすべて首長, 国王 (thaophraya mahakasat) のもので

ある」([27-95] ①)などの理由づけが目だつ。

官田、職田に対する立法者の最大の関心は、強制と保護という2つの措置を通じて、耕作農民にできるだけ耕地の放棄荒廃をさせず面積一杯を耕作させ、このことを通じて管理者たる貴族官僚の小作収入を確保することにあった。『マンラーイ法典』の土地所有関係の条項は、前述の土地の侵害に関するものを除くと、ほとんどがこうした関心を実現させるための規定であるといえる。

まず第1に耕作者に対して面積一杯の耕作を行ない、放棄荒廃させてはならない旨の規定がある。関連して、正当な理由なしに一部を放棄しなくてはならない場合、収量が落ちたら一定期間の減免を認めるが、放棄が恒常化したら田をとりあげる旨の規定がある。

(1)他人の官田を全面積一杯に耕作せず、これを第三者に又貸ししてはならない。未耕作分は地主に返す。又貸ししたら田のすべてをとりあげる ([27-93] ⑫の一部)。

(2)他人の田を耕作し、理由なく、また田のもち主に告げずに、一部または全部を放棄、荒廃させ、田のもち主が小作料を請求したときはじめてその事実を告げたら、耕作者は小作料満額を支払った上、田をもち主に返さなければならない ([27-93] ⑭)。

(3)①以前豊作だった田の一部が不作となり、部分的にしか耕作できなかったら、不作の耕作不適地はもち主に返す。他人の田を畠いこんだまま放棄したら2倍の小作料を支払う。②病気や労働力不足で部分的にしか耕作できず、他を放棄し、減収となつた場合、その年は小作料の減免を認めるが、2、3年続いたときは、もち主は耕作者から田をとりあげる。③もち主が急用のとき手伝わなかったり、小作料の催足に来たもち主を接待せず支払いをひきのばした場合、耕作者から田をとりあげる ([27-93] ⑯)。

(4)他人の田を耕作し、一部を放棄、荒廃させて、作柄が悪く、小作料の減免を願い出たら、3年間は認めるが、以後減免は認めず、その者に耕作はさせない ([27-94] ①)。

(4)の耕作者は、訳が正しいとすれば、貴族官僚 (chao khun) とあり、(1)–(3)のプライ農民<sup>7)</sup> (たとえば(3)②の労働力不足の理由に徭役労働があげられているから) とは少し立場がちがうかも知れない。

小作料の支払いにはこのほか、(1)地主は収穫前でも稲が生育してからなら段階的に

7) プライ (phrai) は、官僚貴族、首長 (khun thaophraya) の従属民カー (kha)，とともに農民身分内のカテゴリー。『マンラーイ法典』の中には、①徭役に10日、自分の農業に10日従事する ([5])，②プライがカーになったら、その者の父母兄弟が死んでも、遺言のない限り、財産相続を受けられない ([9])，③カーの男とプライの女に子供ができ、カーの男が死んでも、女と子供はプライにとどまる ([10]) 等の規定がみえる。

小作料の分割前払いを請求できるが、小作人が小作料を何回も請求されてなお満額を支払えないときは、小作料相当の稻をさしあさえ、以後田をとりあげる ([27-93] ⑫), (2)第三者がその小作人より高い小作料支払いを申し出て田の耕作を争っても、その小作人が決めた小作料を支払っている限り、これを認めない ([7] ②, [27-93] ⑬), (3)他人の田を耕作したとき、小さい区画をあわせて大きな一区画とし増収となつたが、その結果不幸がおきた(死者が出て賠償金を支払った?)ら、小作料は減免する ([27-93] ⑭), (4)他人の田を耕作したとき、広大な一区画を数個の小区画に細分化し、収量が減ったと主張し、小作料減免を願つてもこれを認めない ([27-93] ⑮), などの条項がある。

官田、職田の管理維持については、上述のように放棄・荒廃を阻止する方向と同時に、第2には、放棄され荒廃した田畠の再開墾の奨励措置がある。そして、これに関連して、再開墾者の耕作権の保証がうたわれている。上記小作料支払い規定の(2)にあたる [7] ②, [27-93] ⑬は、小作地一般というより、こうした再開墾者の耕作権をとくに保証したものかもしれない。なぜなら [7] ① (つまり [7] ②の前半) は次のような規定だからである。

[7] ① プライ農民が放棄されチガヤ原と化した田畠を再開墾して田畠にしたら、3年間は小作料<sup>8)</sup>を無料として全収穫をえさせ、そのあと小作料を徴収する。これは国家建設に努力貢献したプライ農民を報奨するためである。

この規定をより詳しく厳密にしたのが次の規定だと思われる。

[27-93] ⑯ (A) 天水田の再開墾：(1)放棄荒廃し二次林となった田地を再開墾したら、7年間小作料を無料とし、その後2年間は半額とし、10年目より満額を徴収する。田のもち主は再開墾者に対し田の（耕作権）返還を請求することはできない。(2)放棄荒廃し葦原となった田地を再開墾したら、7年間小作料を無料とし、その後7年間は半額とし、15年目より満額を徴収する。田のもち主は再開墾者に対し田の（耕作権）返還を請求できない。(3)放棄され草やぶとなった田を再耕作したら、2年間小作料を無料とし、その後4年間は半額とし、7年目より満額を徴収する。もとの田のもち主が田の（耕作権）返還を請求したら、再耕作者は10年間耕作したのち返還をする。

(B) 灌溉田の再開墾：(1)放棄荒廃し（二次林となった）田は、10年間小作料を無料としたあと、7年間は半額とし、18年目より満額を徴収する。(2)放棄荒廃し葦原となった田は5年間小作料を無料とし、そのご2年間は半額とし、8年目より満額を徴収

8) Luang Sutthiwatnaruphut (p. 221) は開墾地への地租だとするが、第2項との関連があるとすれば小作料の方がよい。

する。(3)放棄荒廃し草やぶとなった田は2年間または4年間小作料を半額とし、その後満額を徴収する。

以上にみる「田のもち主」(chao khong na)とは職田の管理者なのか、民有田の保有者なのか明示的ではない。しかしながら前後の規定[27-93]⑫、⑬には官田(na khum)という言葉が出てくるので、関連規定だとすれば官田である。とすればこの[27-93]⑭の古い形とみられる[7]①も官田の再開墾の規定である。「小作料」と解釈したタイ語訳は“kha na”で、19世紀以降の中部タイの用語法ではふつう国家に収める「地租」をさすが、[7]②にただ一箇所、文字通り「小作料」を示す“kha chao na”が出てくるので、「小作料」と考えるのが妥当であろう。

『三印法典』をはじめ、19世紀までの中部タイの慣習では、いったん放棄し荒廃した耕地は、民有田の場合、一定期間(通常は10年)をすぎると、保有権を失い、管轄部局の管理する官田、または無主の荒蕪地となった。上記放棄地で二次林としたのは、原文(タイ語訳)では「斧を使って切り倒さなければならぬほどの木がはえた林」であり、『三印法典』の旧勅令[44]の「二握り以上の木が生い繁る」放棄地にはほぼ相当するので、5年以上放棄した場合と言いかえてもよいであろう。上記再開墾の条項では放棄したもとのもち主(管理者)の小作料徴収権を認めているので、おそらく、無制限に放置された放棄地ではなく、10年ぐらいの期限内のそれであろう。

職田の管理を中心とした土地所有関係の条項にうかがえる状況は次のような点である。

第1は、耕地の粗放化、荒廃化が容易に生じたとみられる点である。この理由はかなり多岐にわたるだろうが、一般的にいうと、移動耕作的側面を濃厚にとどめた稲作技術と、疫病、戦争、捕虜などにともなう労働力不足であろう。もっとも職田にうかがえる状況と民有田の状況とは必ずしも同じではなかったはずである。ただしこうしたことあきらかにするためには、権力によるプライ農民把握の体制とプライ農民の生活実態とがあきらかにされねばならない。

第2は、こうした耕地の放棄と荒廃に対して、直接耕作農民を確保するために、暴力による強制よりも、小作料減免などの保護措置がとられたとみられる点である。また農民の側にも減免を要求する権利が認められていたようである。

第3に、しかし、職田管理者(地主)としての役人層と直接耕作農民の間には、かなりのタイトな関係があり、これが農民側の、小作料支払い遅延やサボタージュ等の消極的抵抗をおさえていたと思われる点である。たとえば、地主の所用の手伝い、小作料の催促にきた地主の接待の義務([27-93]⑮)、小作料の催促にきた地主を宿泊さ

せたり、道中を護衛として送ったりする義務 ([27-96]) にそれがみられる。

もし、実際の土地所有が、法典の条項にみえるように、職田、官田を中心とし、民有田の比重がきわめて少ないものとすれば、農業関係の規定が土地所有権よりも、耕作・利用の権利義務と作物の保護に重点をおくのはきわめて自然である。つまり土地の所有が本来個人ではなく国家に帰属するなら、これ自体をめぐる紛争は立法者の主たる関心事ではないことになる。こうした所有のあり方は直接耕作者の非定住性、移動性の強さとも関係しているのかも知れない。居住が安定せず、不連続ならば、特定の土地に対する個人の慣習的保有は、商品経済の未発達の下では、成立する可能性が少ない。そこで土地の所有はこれを首長、国王に帰属させた上で、主としてその土地の利用とそこで収穫される作物についての権利義務のあり方に主たる関心を払うという論理の体系ができあがることになる。

土地所有に対する関心の弱さは、土地をめぐるシンボルがあまり明瞭でない点にもうかがうことができよう。

土地を象徴するシンボルとしてはいちおう、田の神、畠の神、園の神 (*sūa na, sūa rai, sūa suan*) とチャレーオ (*chaleo*) という境界標識または魔よけ標とをあげることができる。

田の神、畠の神は次のような場合に登場し、供犠の対象となる。(1)季節はずれに他人の田を焼いた ([27-97] ⑥), 稲に大小便をかけた ([27-93] ⑦, [27-97] ⑧, ⑨), 田に死体を遺棄した ([27-93] ⑩), などのように稲に害を与え、不浄をもたらした場合。(2)田の畝いをこわした ([27-97] ⑦), 鳥獸おどしをこわした ([27-97] ⑩), などのように稲の保護物をこわした場合。(3)他人の田畠の耕作を競いあつたり、他人の田畠を耕作した ([27-74]), のように耕地を侵害した場合。

田の神、畠の神への直接の冒瀆と考えられるのは(3)であり、他は、直接には作物及び作物のシンボルへの冒瀆である。しかし(3)も、耕地を侵害したこと自体が問題なのではなく、それを契機にして被害者の人・家畜が死んだという事実が問題なのであった。しかもこの場合も、この条項の前後の条項との文脈からみると、こうした「迷信」の論理は立法者に採用されず、盗み・破壊のカテゴリー ([71], [72], [73], [75], [76], [78] など) として、罰金刑に処せられたのである。以上にみる限り、土地の神は登場するが、それは一定空間の排他的権利を象徴するのではなく、作物を保護し土地を豊かにする土壤の象徴であるように思われる<sup>9)</sup>。

チャレーオ (*chaleo*) は、タレーオ (*thaleo*) ともよばれ、一般には悪霊を妨げ阻止

---

9) [杉山 1977] が参考になる。

する標柱であるが、この場合のチャレオは境界標柱だとされる [SUTTHIWATNARUPHUT 1973: 392]<sup>10)</sup>。チャレオの破壊についての条項は、[27-78] ②, [27-93] ⑤である。

[27-78] ② ある者が他人がどこかにたてた家のチャレオを壊したら 33,000ビアの罰金とする。また田、家、池の境界を示すチャレオを壊したら 11,000ビアの罰金とする。

[27-93] ⑤ ある者がふさわしくない場所にチャレオをたてたら銀 52 グンの罰金とする。ある者が他人の田の境界のチャレオを壊したら、1 個を 10 グンと評価し、その 9 倍分の罰金を課す。ある者が他人が植付け始めの儀式 (raek na, raek suan) をしたチャレオを破壊したら、まず酒 2 壺、鶏 2 対、ローソク 2 本、いり米と花を求め、田の神、園の神に供える。故意の場合さらに 110 グンの罰金を課す。

このチャレオ破壊のうち供犠の義務があるのは、前述のように、それが作物に関する特別の儀礼のときたてたものだからである。それ以外のチャレオの破壊は罰金刑であるが、牛・水牛を盗んだときの罰金よりは安く、少なくともそれらより重い罪であるとは考えられなかったとみられる。チャレオは、田畠の囲いや鳥獣おどしのように作物を保護するものと同一に考えられなかったのか、また田の神、畠の神と直接関係をもたないとみなされたのか、通常はそれを破壊しても供犠の義務がないのである。この点からみる限りチャレオには作物や土壤のシンボルにまつわるような神聖観念に欠けるようだ。

チャレオがもし特定の土地空間の排他的権利を示すシンボルであったとしても、これを破壊することによって聖域を侵犯するという意味あいはなかったようである。

以上、土地に關係する田の神、畠の神、チャレオのようなシンボルは、それ自体で積極的に土地所有を象徴化したり、特定の範囲の土地を聖域化するものではないようと思われる。このことは、国家地主制的イデオロギーや耕地の非永続性に起因する土地の排他的権利觀念の未成立と関係していると思われる。

## むすびにかえて

土地侵犯、作物への被害、土地所有の 3 つの分野を中心にして、国家法がいかにして慣習法を反映し、その一部を組み込んでいるかを検討してみた。ごく一部しか後世

10) チャレオにはその他の種類がある。たとえば [LEMAY 1924: 171-172; MCFARLAND 1944: 271] を参照。

に伝えられなかつたとみられる古法典の中のさらに限られた部分だけをとり出して、法の構造をさぐることはある意味で無謀に近いとも言えよう。しかし、さしあたっては、特定の分野、項目に限つて、地方小国家の法と統一国家の法を比較することを通じて、少しづつ伝統的国家法の性格をあきらかにしてゆくことは、作業過程として避けられないことである。こうした作業を通じて、統一国家の国家法秩序の基層にある慣習法的法文化の一端をうきぼりにすることは、人類学的調査とならんでいぜんとして必要なことではないだろうか。

## 文 献

### 赤木 攻

1974 「マンライ法典について」『東南アジア歴史と文化』No. 4, pp. 83-99.

### KHURUSAPHA

1962 *Kotmai Tra Sam Duang* Vol. 3. Bangkok: Khurusapha.

### LEMAY, R. S.

1924 The Coing of Siam. *The Journal of the Siam Society* 18: 91-118.

### MFARLAND, G. B.

1944 *Thai-English Dictionary*.

### PRASERT, na Nakhon

1978 *Mangrayasat*. Bangkok: Prasanmit University.

### SATHIAN, Lailak

1935a *Prachum Kotmai Pracham Sok* Vol. 4. Bangkok: Daily Mail Press.

1935b *Prachum Kotmai Pracham Sok* Vol. 10. Bangkok: Daily Mail Press.

### SENI, Pramoj

1967 *Kotmai Samai Ayuthaya*. Bangkok: Khana Kammakan Chatgan Anuson Ayuthaya.

### 杉山晃一

1977 「稻作儀礼と神の観念」『東北大学日本文化研究所研究報告』13: 91-118。

### SUTTHIWATNARUPHUT, Luang

1973 *Prawatsat Kotmai*. Bangkok: Thammasat University.

### TURTON, Andrew

1972 Matrilineal Descent Groups and Spirit Cults of the Thai-Yuan in Northern Thailand.

*Journal of the Siam Society* 60(2): 217-256.